

財務省告示第二百六十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十年八月十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十年九月九日

財務大臣 伊吹文明

一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 募入決定の方法	六 発行額
利付国庫債券（二十年）（第六十七回、第六十九回、第七十回、第七十二回、第八十一回、第八十二回、第八十三回、第八十四回、第八十五回及び第八十六回）及び利付国庫債券（三十年）（第二十一回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	機関は日本銀行とする。利回りは格差（第十七号）に規定する	札にによる発行して行われる入札に申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。	額面金額で九百九十八億円（内訳（別表のとおり）

七 払込金額  
 八 最低額面金額  
 九 振替単位  
 十 発行日  
 十一 発行価格

十二 利率  
 十三 経過利息  
 十四 払込み

五千五百六十三万七千円

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額と

す。平成二十年八月十三日

発行対象国債ごと、額面金額  
 百円につき、次の算式により算  
 出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100}} \times \text{残存年数}$$

(別表のとおり)

(一) 募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、第二  
 式により算出した金額を第二  
 十号に規定する期日に払い込  
 むものとす。

の率前  
 十  
 発行、  
 額利の第の発行、  
 金の債らでがに  
 面債国が末日合  
 額国債国が末日合  
 の象対発行の発行  
 債対発行の発行  
 象対発行の発行  
 各発行各発行の  
 総額  $\times 100 \times$  各  
 期支規 (利鳴過  
 日と日同日に  
 なる場合) / 365

(二) 発行時にあって、その利息  
 が振替口座簿中の  
 所得税として振  
 替源泉徴収され  
 るものとして振  
 替口座簿中の利  
 息に係る所得税  
 に係るものとし  
 て振替口座簿中  
 の



十九 払込者 入札参加 払場所  
 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十年八月十三日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・三%	平成三年三月二十八日	十五億円
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・一%	平成三年三月二十八日	七億七千二百二十七円
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・〇%	平成十年三月二十七日	十五億円
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・一%	平成十年三月二十七日	百九十七億円
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・一%	平成九年三月二十七日	五億円
(利付国庫債券) (第二十八回)	二・〇%	平成九年三月二十七日	二十億円
(利付国庫債券) (第二十七回)	二・一%	平成九年三月二十六日	二億円
(利付国庫債券) (第二十七回)	二・四%	平成六年三月二十六日	一億円
(利付国庫債券) (第二十九回)	二・一%	平成三年三月二十六日	七億円
(利付国庫債券) (第二十七回)	一・九%	平成三年三月二十六日	二億円

（利 付 国 庫 債 券 ） （第 三 十 年 回 ）	二 ・ 三 %	十年平 日十成 二四 月十 二七	七 億 円
---	------------------	------------------------------	-------------